

令和 5 年度(2023 年度)

工事施工情報共有機器（タブレット端末）の賃貸借及び通信  
サービス提供業務

要 求 仕 様 書

北 海 道

## 第1章 総則

### 1 目的

工事現場の遠隔臨場を円滑に実施するため、様々なWEB会議サービスや遠隔臨場サービスに対応可能な移動体通信サービスを備えたタブレット端末を導入する。

### 2 調達の範囲

本調達における業務を以下に示す。

- ・機器の調達
- ・納入箇所への機器の納品
- ・通信サービスの開通及び運用
- ・本体アクティベーション及び初期設定
- ・メールアドレスの取得及びメールアプリの初期設定
- ・内蔵しているソフトウェアを最新のものにバージョンアップ
- ・パスコード設定
- ・MDMの端末への適用
- ・タブレット端末の製造番号、電話番号、メールアドレス、パスコード及び各種ログインID管理リストの作成
- ・その他、発注者からの指示によるリスト及び操作手順書の作成

#### (1) 調達機器内訳

- ①タブレット端末 93台

#### (2) 借入期間

令和6年3月1日から令和11年2月28日まで（5年間）

#### (3) 納入場所について

別紙2 「納入箇所表」による

## 第2章 機器の仕様

### (1) 仕様等

下記仕様以上の性能を有すること。(参考: Apple iPad [第10世代])

OS	iOS16 以降
ディスプレイ	タッチパネル式、10.9 インチ以上、2360×1640 ピクセル以上
CPU	A14 Bionic 相当以上
内蔵ストレージ	64GB 以上
カメラ	背面及び前面にカメラを内蔵していること。
マイク	マイクを内蔵していること。
スピーカー	スピーカーを内蔵していること。
移動体通信機能	SIM カードスロットまたは eSIM 機能を有し、4G (LTE) 及び5G の移動体通信に対応していること。
インターフェイス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・USB(TYPE-C)端子を有していること。</li> <li>・HDMI 端子により外部モニターやプロジェクタ等へ画面の出力が可能なこと。また、充電しながら画面の外部出力が可能なこと。(変換アダプタや変換ケーブルの付属による対応可)</li> <li>※変換アダプタや変換ケーブルは本体メーカーの純正品とすること。</li> </ul>
バッテリー	バッテリーを内蔵していること。
付属品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AC100V に対応した充電機が付属すること。</li> <li>・専用のスタンド機能を備えた日本語キーボード付きケースが付属すること。</li> <li>・長さ 1.5m 以上の HDMI ケーブルが付属すること。</li> <li>・USB(TYPE-C)端子を USB(TYPE-A)端子に変換する変換アダプタが付属すること。</li> <li>・タブレット端末本体及び全ての付属品を収納可能なケースまたはバッグが付属すること。</li> <li>※付属品は本体と異なるメーカーでも可とする。</li> </ul>
保証	5年間保証 詳細は「保守仕様」による。
アプリケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WEB ブラウザを有していること。</li> <li>・App Store 等より管理者の許可したアプリケーションをインストール可能なこと。</li> <li>・電子メールアプリを有していること。</li> <li>・主要なWEB会議サービス(Zoom、Microsoft Teams、Cisco Webex、Google Meet、Skype)に対応していること。</li> </ul>
移動体通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙2「納入箇所表」に記載の全使用拠点で 4G(LTE)又は 5G 規格のポケット通信が可能なこと。</li> <li>・音声通話及び SMS サービスは使用不可であること。</li> <li>・端末1台あたりの通信容量上限は 10GB/月 以上であること。</li> </ul>

セキュリティ機能 (MDM)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔で画面操作のロック、ロック解除、利用中断、再開及び初期化ができること。</li> <li>・管理者によりアプリケーションの一括配布ができること。</li> <li>・管理者が許可した以外のアプリケーションのインストールを制限できること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納品時期において、モデルチェンジやバージョンアップのため、資格審査時の調達物品と異なるものとならざるを得なくなった場合等は、必ず事前協議を行い、発注者からその理由が落札者の責によらないものであり、かつ、すべての仕様要件を充足していることについて、承認を受けなければならない。</li> <li>・調達物品は全て同一機種、同一型番とすることを原則とするが、機器の供給事情等により同一機種、同一型番を全数調達することが困難である場合にあつては、発注者と協議の上、複数の機種、複数の型番となることを認める場合がある。</li> <li>・発注者の指定する個体識別用の管理番号を印刷したシールを作成し、本体又はケースに貼付すること。</li> </ul>

## (2) 導入条件

本調達における導入条件等について、以下に示す。

- ① 受託者は、導入作業スケジュールを作成し、了承を得た上で作業を実施すること。
- ② 導入機器については、迅速な保守対応が可能であること。詳細は別紙保守仕様による。
- ③ 本機器設置後、職員に基本的な操作方法を説明すること。(操作手順書の配布でも可とする)
- ④ 導入作業完了後、設定等の作業内容が明確な報告書を作成し、提出すること。
- ⑤ 導入する機器は、未使用新品とすること。(保守対応により端末の交換を行った場合はメーカー整備品も可とする。)
- ⑥ 別紙2「納入箇所表」に記載の使用拠点において、通信品質が悪く使用に支障をきたしている場合にあつては、賃借人と協議のうえ速やかに通信品質の改善処置を行うこと。

## (3) 守秘義務

受託者は本業務を実施するにあたり知り得た情報を、第三者（あらゆる団体、個人を含む）に漏洩してはならない。

## 保守仕様

業務名 工事施工情報共有機器（タブレット端末）の賃貸借及び通信サービス提供業務

賃貸借機器に関する修理依頼を受けて、以下の仕様のとおり保守対応を行うこと。

- ①機器の故障、破損等の対応窓口を設定し、修理等の速やかな対応を行うこと。
- ②機器の紛失や盗難が生じた場合の対応窓口として、24 時間 365 日の対応が可能なサービスデスクを用意すること。
- ③通信サービス、システムに係る障害発生時は、障害の原因究明及び速やかな復旧に努めること。
- ④作業内容の報告をすること。
- ⑤保証対象はタブレット端末本体とする。  
※機能拡充のための変換アダプタや変換ケーブル及び付属品は含まない。
- ⑥保守期間は5年間(賃貸借期間に同じ)とする。
- ⑦必要に応じ、甲乙協議して対応すること。
- ⑧作業時の交通費及び宿泊代を別途請求しないこと。
- ⑨以下の内容は含まない。
  - ・機器の清掃
  - ・賃借人の故意又は過失に起因する修理対応
  - ・天災地変に起因する機器の修理

## 納入箇所表

建設管理部名	拠点名称	所在地	タブレット	備考
北海道建設部	建設管理課	札幌市中央区北3条西6丁目	3	
札幌建設管理部	事業課	札幌市西区西野3条1丁目1-20	3	
札幌建設管理部	岩見沢出張所	岩見沢市上幌向南1条2丁目	3	
札幌建設管理部	滝川出張所	滝川市流通団地3丁目1-5	2	
札幌建設管理部	深川出張所	深川市錦町北4番11号	1	
札幌建設管理部	当別出張所	石狩郡当別町栄町192-7	1	
札幌建設管理部	長沼出張所	夕張郡長沼町錦町北1丁目3-14	1	
札幌建設管理部	千歳出張所	千歳市柱木6丁目1-28	1	
小樽建設管理部	蘭越出張所	磯谷郡蘭越町蘭越町416番地	1	
小樽建設管理部	余市出張所	余市郡余市町黒川町1248番地	2	
小樽建設管理部	共和出張所	岩内郡共和町老古美83番地	2	
小樽建設管理部	真狩出張所	虻田郡真狩村字真狩117番地2	1	
小樽建設管理部	事業課	小樽市朝里川温泉2丁目745番地	1	
函館建設管理部	松前出張所	松前郡松前町字建石52-2	1	
函館建設管理部	事業課	函館市美原1丁目47番8号	4	
函館建設管理部	八雲出張所	二世郡八雲町立岩83-1	1	
函館建設管理部	江差出張所	檜山郡江差町陣屋町336-3	3	
函館建設管理部	今金出張所	瀬棚郡今金町字今金286-1	1	
函館建設管理部	知内事業所	上磯郡知内町字重内980	1	
函館建設管理部	奥尻出張所	奥尻郡奥尻町字玉浦22	1	
室蘭建設管理部	苫小牧出張所	苫小牧市日之出町2丁目2-7	5	
室蘭建設管理部	洞爺出張所	虻田郡虻田町字高砂町90-2	1	
室蘭建設管理部	登別出張所	登別市桜木町1丁目1	3	
室蘭建設管理部	門別出張所	沙流郡門別町字緑町41番地64	1	
室蘭建設管理部	浦河出張所	浦河郡浦河町向が丘西2丁目568-59	1	
旭川建設管理部	事業課	旭川市東3条5丁目1-44	3	
旭川建設管理部	士別出張所	士別市西4条北1丁目13-7	2	
旭川建設管理部	富良野出張所	富良野市緑町8番1号	2	
旭川建設管理部	美深出張所	中川郡美深町西3条北2丁目	1	
留萌建設管理部	事業課	留萌市東雲町1丁目56	3	
留萌建設管理部	羽幌出張所	苫前郡羽幌町寿町2	1	
留萌建設管理部	遠別出張所	天塩郡遠別町字本町1丁目	1	
稚内建設管理部	事業課	稚内市声間3丁目22-3	3	
稚内建設管理部	歌登出張所	枝幸郡枝幸町歌登西町6796番地1	1	
稚内建設管理部	利尻出張所	利尻郡利尻町沓形字泉町68番地	1	
稚内建設管理部	礼文出張所	礼文郡礼文町船泊村字ウエンナイホ401	1	
網走建設管理部	北見出張所	北見市緑ヶ丘3丁目1番14号	2	
網走建設管理部	事業課	網走市北7条西3丁目	3	
網走建設管理部	紋別出張所	紋別市新生39-42	1	
網走建設管理部	斜里出張所	斜里郡斜里町文光町18番地	1	
網走建設管理部	遠軽出張所	紋別郡遠軽町福路1丁目	2	
網走建設管理部	興部出張所	紋別郡興部町字興部108	1	
帯広建設管理部	事業課	帯広市東3条南3丁目1番地	4	
帯広建設管理部	鹿追出張所	河東郡鹿追町南町1丁目54	1	
帯広建設管理部	大樹出張所	広尾郡大樹町鏡町1番地6	1	
帯広建設管理部	足寄出張所	足寄郡足寄町下愛冠3丁目6番地2	1	
帯広建設管理部	浦幌出張所	十勝郡浦幌町字万年286-13	1	
釧路建設管理部	事業課	釧路市双葉町6番10号	5	
釧路建設管理部	根室出張所	根室市宝林町4丁目287番地	1	
釧路建設管理部	弟子屈出張所	川上郡弟子屈町桜丘3丁目4番10号	1	
釧路建設管理部	中標津出張所	標津郡中標津町東5条北3丁目1番地	3	
釧路建設管理部	厚岸出張所	厚岸郡厚岸町字宮園3丁目140	1	
		合計	93台	